

むと疑ふ。すなはち誓願を発し、像を造りて恭敬はむとす。遂に大唐に至りて、すなはち其の像を造りて日夜帰敬ふ。号けて河辺法師といふ。法師の性忍辱人に過ぎ、唐皇に重せらる。日本国の使に従ひて、養老二年に本朝に帰向る。興福寺に住み、其の像を供養して卒ぬるに至るまで息まず。誠に知る、観音の威力の思議すること難きことを。讚に曰はく「老師遠く学びて、難に遭ひて帰らむとす。済渡るに由無く、聖を憶ひて椅に坐る。心に威力に憑りて、化翁来り資く。別れて後に進に駢れ、儀を凶して常に礼みて、其の役轍まず」といふ。

### 亀の命を贖ひ生を放ちて現報を得亀に助けらるる縁

#### 第七

禪師弘濟は、百濟国の人なり。百濟の乱の時に當りて、備後国三谷郡の大領の先祖、百濟を救はむが為に軍旅に遣さるる時に、誓願を發して言さく「もし平に還来らば、諸の神祇の為に伽藍を造立て多諸の寺を起らむ」とまうす。遂に災難を免れ、すなはち禪師を請へて相共に還来り三谷寺を造る。其

の禪師の伽藍と諸の寺とを造立てたる所以なり。道俗觀て、共に為に欽敬ふ。禪師尊き像を造らむが為に、京に上り財を売る。既に金と丹との等き物を買得て、難破の津に還到る。時に海の辺の人なる亀四口を売る。禪師人に勧へて買ひて放たしむ。すなはち人の舟を借り、童子二人を將て共に乗りて海を渡る。日晩れ夜深けて舟人欲を起し、備前の骨嶋の辺に行到りて、童子等を取りて海の中に擲入る。然うして後に禪師に告げて云はく「速に海に入るべし」といふ。師教化ふといへども賊なほ許さず。茲に願を發して海の中に入る。水腰に及ぶ時に石を以ちて脚に當つ。其の曉に見れば、亀負へり。其の備中の浦にして、海の辺に其の亀三頭きて去る。是れ放てる亀の恩を報ゆるかとの疑ふ。時に賊等六人、其の寺に金と丹とを売る。檀越まづ量るに価を過ゆ。禪師後に出でて見れば、賊等忙然しくして退進を知らず。禪師憐愍びて刑罰を加へず。仏を造り塔を蔽り、供養し已りぬ。後に海の辺に住みて往き来る人を化ふ。春秋八十有余のとしに卒ぬ。畜生すらなほ恩を忘れず、返りて恩を報ゆ。何にいはむや、人にして恩を忘れむや。

掃依いたします。一、底本訓釈「龍(万可利)」。三、みずからの作つた罪過を懺悔すること。本説話は日本の文殊傳説の起源説話といふべきか。二、見ると同時に、の意。蘇生のイメージは中巻七縁に結びついている。三、六五〇年。三、讚嘆の短文。四字句が主。四、特にそのみに心を寄せる。底本訓釈「備(加多知波比)」。五、底本訓釈「存(持也)」。六、底本訓釈「天奈加奈波爾奈利奴留己止」。七、底本訓釈「誠也、並知也」。八、聖徳太子二年(西暦五九二)に山背大兄王を襲つたことをいふ。「八日十八年」は「十八日十八年」の誤り、とするのは致証。九、「乱」のイメージは下巻七縁の仲麁の乱に結びつく。一〇、元中国山西省に所在。文殊菩薩の居処。一、聖武天皇。この尊号は本書特有のもの。続日本紀・天平宝字二年(西暦八〇〇)八月九日条には「勝宝感神聖武皇帝」。本書の尊号は光明子の尊号「天平心真仁正皇太后」との混同、とするのは致証の説。二、聖徳太子が聖武天皇に転生し、文殊菩薩が行基に化した、とする。上巻四縁と合わせ読むならば、聖武天皇を聖とし行基を隱身の聖としていることがわかる。

### 第六縁 善業についての現報説話。今昔物語集・十六ノ一、扶桑略記・養老二年(三〇条)に書承。

三、底本訓釈「懐(怙也、依也)」。四、高齡なるがゆえの称であらうが、年齢に関しては疑点が多い。五、國統日本紀・養老五年六月二十三日の詔に「沙門行善、負(負)七代」とある。六、難行、解三(五)術、一(方)補(三)本(郷)、一(持)貧(良)深、如有修(行)天下(諸)善、恭敬(供)養、一(同)僧(僧)之例(二)とみえる。七、高句麗采の氏族であらう。致証は聖部(ひ)氏とする。八、推古天皇は五九二年に即位、六二八年に薨去。下文に養老二年に帰国、とみえるが、推古天皇の末年より數えて養老元年は九十年にあたる。続日本紀に負(負)七代とあるのより推せば、斉明天皇の代(西暦六四六)に高麗に渡つたこととなる。推古天皇の代とするは九十年以上の遊學となりあまりに高齡にすぎぬが、本説話の内部に矛盾を生じるわけではない。九、高句麗。一〇、六六八年。元原文急其河辺、橋壞無船。一、其は通説に用いられてこそ訓んだが、この「其は於」の意で用いられてもよい。二、老翁と舟がたちまちに消えたというイメージは下巻八縁の「既而其像、奄然不現」に結びついている。三、一耐え忍ぶこと。六波羅蜜のひとつ。七、一八年。一、扶桑略記・養老二年条には「安羅其像於興福寺、夙夜供敬、然間其像俄失、不知其所在(二)矣(一)とある。二、掃、掃、資、に押韻をこころみている。三、底本訓釈「資(助也)」。四、底本訓釈「遺(忽也)」。五、底本訓釈「賢(可久礼奴)」。六、底本訓釈「變(止也)」。

### 第七縁 善業についての現報説話。今昔物語集・十九ノ二十に書承。

一、買(取)る。底本訓釈「贖(阿可比天)」。二、未詳。本説話以外に所伝をみない。三、二六六〇年、百濟滅亡。三、広島県三次市、双三郡あたり。四、三郡の長官。「掌(撫)養所部(檢)察部事(一)職(員)令(二)」。五、六六一年。出兵。六、六三三年、白村

都、卅三年乙酉冬十二月八日、連公居在難破、而急卒之、屍有異香、而粉靨矣、天皇勅之、七日使留、詠於彼忠、逕之三日、乃蘇甦矣、語妻子曰、有五色雲、如靨度北、自其而往、其雲道芳、如雞舌香、觀之道頭、有黃金山、即到炫面、爰薨聖德皇太子待立、共登山頂、其金山頂、居一比丘、太子敬禮而曰、是東宮童矣、自今已後、逕之八日、必逢銚鉢、願服仙藥、比丘于環解、一玉授之、令吞服、而作是言、南无妙德菩薩、令三遍誦禮、自彼罷下、皇太子言、速還家、除作仏処、我悔過畢、還宮作仏、然從先道還、即見驚蘇也、時人名曰還活連公也、孝德天皇世六年庚戌秋九月、賜大花上位也、春秋九十有餘而卒矣、贊曰、善哉大部氏、貴仏儻法、澄情効忠、命福共存、逕世無天、武振万機、孝繼子孫、諒委、三宝驗德、善神加護也、今惟推之、逕之八日、逢銚鉢者、當宗我入鹿之亂也、八日者、八年也、妙德菩薩者、文殊師利菩薩也、令服一玉者、令免難之業也、黃金山者、五台山也、東宮者、日本國也、還宮作仏者、勝宝心真聖武上天皇、生于日本國、作寺作仏也、爾時並行基大德者、文殊師利菩薩反化也、是奇異事矣、

憑念佛觀音菩薩得現報緣第六

老師行善者、俗姓堅部氏、小治田宮御宇天皇之代、遺學高麗、遭其國破、流離而行、急其河邊、倚壞無船、過渡無由、居斷橋上、心念觀音、即時老翁、乘舟迎逐、同載共渡、

渡、々竟之後、從舟下道、老公不見、其舟忽失、乃疑觀音之応化也、便發誓願、造像恭敬、遂至大唐、即造其像、日夜煇敬、号曰河邊法師、々々之性、忍辱過人、唐皇所重、從日本國使、以養老二年、帰向本朝、住興福寺、供養其像、至卒不息、誠知觀音威力、難思議矣、讚曰、老師遠學、遭難得帰、無由濟渡、憶聖坐椅、心憑威力、化翁來資、別後過驛、凶儀常禮、其役不願、

贖龜命放生得現報龜所助緣第七

禪師弘濟者、百濟國人也、當百濟亂時、備後國三谷郡大領之先祖、為救百濟、遣軍旅時、發誓願言、若平還來、為諸神祇、造立伽藍、起多諸寺、遂免災難、即請禪師、相共還來、造三谷寺、其禪師所以造立伽藍及諸寺、道俗觀之、共為欽敬、禪師為造尊像、上京売財、既買得金丹等物、還到難破之津、時海辺人、売大龜四口、禪師勸人、買而放之、即借入舟、將童子二人、共乘度海、日晚夜深、舟人起欲、行到備前骨嶋之辺、取童子等、擲入海中、然後告禪師云、応速入海、師雖教化、賊猶不許、於茲發願、而入海中、水及腰時、以石当脚、其曉見之、龜負之矣、其備中浦、海辺其龜、三領而去、疑是放龜報恩乎、于時賊等六人、其寺売金丹、檀越先量過、禪師後出見之、賊等忙然、不知退進、禪師憐愍、不加刑罰、造仏殿塔、供養已了、後住海辺、化往來人、春秋八十有餘而卒、畜生猶不忘恩、返報恩、何況哉人而忘恩乎、

37 香東一〇  
38 詠興積一詠之乃波之牟一〇  
39 子國一〇  
40 龜與積一龜屬之、東、龜一〇  
41 其國一ナシ  
42 難舌一難名  
43 愛興一〇受菟  
44 待東一待  
45 鈴興積一鈴支一ナシ  
46 服一〇  
47 于環一〇環午  
48 令吞服一興積吞乃見一〇  
49 作仏一〇於仏一〇作  
50 從一〇一〇  
51 也一〇一ナシ  
52 孝一〇一〇  
53 秋一〇一ナシ  
54 仏儻一〇仏信儻一〇東、仏儻一〇  
55 服一〇一〇  
56 太一〇一〇大  
57 時一〇一〇一〇待

1 憑一憑憑  
2 堅一堅  
3 河一〇一〇何  
4 上一〇一〇一〇

5 之一〇一〇一ナシ  
6 至一〇一〇一〇其  
7 々々一〇一〇一ナシ  
8 至一〇一〇一ナシ  
9 聖坐椅一〇聖椅  
10 心一〇一〇上  
11 力一〇一〇一ナシ  
12 後一〇一〇一〇

1 國一〇一〇一ナシ  
2 遣軍一〇一〇遣運  
3 來一〇一〇一〇卒  
4 起多諸寺一〇多起諸寺一〇一ナシ  
5 及一〇一〇一〇多  
6 丹一〇一〇一〇舟  
7 入一〇一〇一〇人  
8 入一〇一〇一〇人入  
9 賊一〇一〇一〇賊  
10 浦一〇一〇一〇海浦  
11 領一〇一〇一〇領  
12 賊一〇一〇一〇賊  
13 賊一〇一〇一〇賊  
14 忙然一〇興積一忙然上音乎一〇卒  
15 住一〇一〇一〇一ナシ  
16 哉一〇一〇一〇一ナシ